

日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引
令和8年度版における主な修正箇所の抜粋（対前年度）

項目	修正後	修正前
	<ul style="list-style-type: none"> 受入研究機関が雇用制度導入機関となるPD等の方へ <p>雇用支援事業は、PD等が雇用かフェローシップ型かを自由に選択することができる制度ではありません。<u>受入研究機関が雇用制度導入機関の場合、新規採用者は原則全員雇用されることになります。</u></p> <p>受入方法</p> <p>○<u>令和8（2026）年度</u>に特別研究員-PD等として採用された者（新規採用者） <u>原則全員雇用。</u></p> <p>○<u>令和7（2025）年度以前</u>に特別研究員-PD等として採用された者（継続採用者）</p> <p>継続採用者を雇用するかどうかは、雇用制度導入機関の判断。なお、令和5（2023）年度から<u>令和7（2025）年度採用分のPD等で、時限的措置の適用※を行い</u>、自らフェローシップ型を選択した者が、<u>令和8（2026）年度</u>から雇用を希望する場合、雇用するか否かは受入研究機関の判断によります。</p> <p>また、<u>令和7（2025）年度以前</u>の採用者が受入研究機関を変更する場合は、受入研究機関の雇用制度導入機関への登録年度により新規採用者か継続採用者かの扱いが変わります。 <u>※時限的措置として、令和7（2025）年度採用分のPD等までは、自ら雇用を希望しない場合は、雇用制度導入機関において雇用しないことも可能としています。令和8（2026）年度以降採用のPD等については、時限的措置の適用はありません。</u></p> <p>雇用条件・雇用手続等</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用開始日は、4月1日又は本会が指定する日となります。<u>継続採用者が</u>年度途中からの雇用開始を希望する場合、受入研究機関が雇用可能であれば、7月、10月、1月の各1日の切り替えは可能です。月途中での雇用への切り替えはできません。（PDの採用開始日は4月1日から変更することはできません。RPDの採用開始日は申請時に選択した4月、7月、 	<ul style="list-style-type: none"> 受入研究機関が雇用制度導入機関となるPD等の方へ <p>雇用支援事業は、PD等が雇用かフェローシップ型かを自由に選択することができる制度ではありません。<u>一度雇用を開始した場合、同一の受入研究機関内においてフェローシップ型となることはできません。</u></p> <p>受入方法</p> <p>○<u>令和7（2025）年度</u>に特別研究員として採用された者（新規採用者） <u>原則雇用。ただし、時限的措置の適用があり、自ら雇用を希望しない場合は、フェローシップ型での受入可能。受入研究機関（雇用機関）が定める日までに、受入方法の意思表示をしてください。</u>なお、時限的措置の適用は、<u>令和7（2025）年度新規採用分</u>までです。<u>令和8（2026）年度以降採用分のPD等</u>については、時限的措置の適用はありませんので、<u>新規採用者は原則全員雇用となります。</u></p> <p>○<u>令和6（2024）年度以前</u>に特別研究員として採用された者（継続採用者）</p> <p>継続採用者を雇用するかどうかは、雇用制度導入機関の判断。なお、<u>令和5（2023）年度及び6（2024）年度</u>に時限的措置の適用を行い、自らフェローシップ型を選択した者が、<u>令和7（2025）年度</u>から雇用を希望する場合、雇用するか否かは受入研究機関の判断によります。</p> <p>また、<u>令和5（2023）年度及び6（2024）年度</u>採用者が受入研究機関を変更する場合は、受入研究機関の雇用制度導入機関への登録年度により新規採用者か継続採用者かの扱いが変わります。</p>

	<p>10月、1月の各1日のいずれかです。なお、RPDは出産・育児による理由に限り、一度のみ採用期間を変更することが可能です。受入研究機関および本会に別途相談してください。)</p> <p>＜雇用PD等に係るよくある質問＞</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>10月、1月の各1日のいずれかです。なお、RPDは出産・育児による理由に限り、一度のみ採用期間を変更することが可能です。受入研究機関および本会に別途相談してください。)</p> <p>＜雇用PD等に係るよくある質問＞</p> <p><u>Q2：雇用かフェローシップ型かはいつまでに決めればよいか。</u></p> <p><u>→A2：受入研究機関が令和7(2025)年度の雇用対象者のリストを提出するのが令和7(2025)年2月末となっていますが、具体的な日付等は受入研究機関に確認してください。なお、令和8(2026)年度以降採用分のPD等については、時限的措置の適用はありませんので、受入研究機関が雇用支援事業における雇用制度導入機関かどうかにより、雇用かフェローシップ型かが決まります。</u></p> <p><u>Q3：時限的措置を適用し、一度雇用を見送ったが、雇用に切り替えることは可能か。</u></p> <p><u>→A3：本人の事情により採用当初又は指定された雇用開始時期に雇用となることを選択しなかった場合であっても、事情の変更等により雇用の開始を希望する者については、受入研究機関（雇用機関）としても雇用を開始することができる場合、本事業の趣旨から本会が雇用を妨げることはありません。ただし、採用途中からの雇用開始日は原則として、4月、7月、10月、1月の各1日の年4回となります。月途中でのフェローシップ型から雇用への切り替えはできません。なお、時限的措置の適用は、令和7(2025)年度新規採用分までです。</u></p>
I-3.	<p><u>育成方針</u></p> <p><u>雇用制度導入機関の登録要件（雇用支援金の交付要件）の⑦にて雇用制度導入機関に作成・公表を求めている雇用PD等の育成方針</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>
I-10.	<p>安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）</p> <p>研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。</p> <p>日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。特別研究員は、外為法をはじめとする、国の法令・指針・通達等を遵守してください。</p> <p>関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。</p>	<p>安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）</p> <p>研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。</p> <p>日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。特別研究員は、外為法をはじめとする、国の法令・指針・通達等を遵守してください。</p> <p>関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。</p>

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費等を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、交付決定時までに、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費等を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

（新規）

<p>※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。</p> <p>経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf ・一般財団法人安全保障貿易情報センター URL:https://www.cistec.or.jp/index.html ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf 	<p><u>(新規)</u></p> <p>経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絏済産業省：安全保障貿易管理（全般） URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ・絏済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf ・一般財団法人安全保障貿易情報センター URL:https://www.cistec.or.jp/index.html ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
<p>II-2. 受入研究機関に雇用となった後の各種様式の提出について</p> <p>雇用 PD 等に係る各種様式等は、本手引の「提出書類の一覧」を確認してください。</p> <p>受入研究機関（雇用機関）が提出する様式のダウンロードや提出は、「雇用支援事業電子申請システム」内の「雇用 PD 等諸手続システム」にて行います。なお、ログインに際しては、登録申請時の ID をご使用ください。</p> <p>電子申請システム URL https://area34.smp.ne.jp/area/p/qbmj9seme51jmfd3/jfUAcF/login.html</p> <p>特別研究員が提出する様式は本会ウェブサイトよりダウンロードできます。提出については、本会まで電子メールにて提出してください。<u>（各種様式は、原則、PDF 形式でご提出ください。）</u></p>	<p>受入研究機関に雇用となった後の各種様式の提出について</p> <p>雇用 PD 等に係る各種様式等は、本手引の「提出書類の一覧」を確認してください。</p> <p>受入研究機関（雇用機関）が提出する様式のダウンロードや提出は、「雇用支援事業電子申請システム」内の「雇用 PD 等諸手続システム」にて行います。なお、ログインに際しては、登録申請時の ID をご使用ください。</p> <p>電子申請システム URL https://area34.smp.ne.jp/area/p/qbmj9seme51jmfd3/jfUAcF/login.html</p> <p>特別研究員が提出する様式は本会ウェブサイトよりダウンロードできます。提出については、本会まで電子メールにて提出してください。</p>
<p>II-7. 特別研究員の採用期間中の海外渡航について</p> <p>(1) 海外渡航の事前連絡及び海外渡航届の提出</p> <p>雇用 PD 等の海外渡航については、受入研究機関（雇用機関）の規則等に従ってください。特別研究員制度としての海外渡航期間の制限はありません。ただし、海外渡航の期間が<u>渡航開始日（出国日）・渡航終了日（帰国日）を含め</u> 28 日以上に及ぶ場合、受入研究機</p>	<p>特別研究員の採用期間中の海外渡航について</p> <p>(1) 海外渡航の事前連絡及び海外渡航届の提出</p> <p>雇用 PD 等の海外渡航については、受入研究機関（雇用機関）の規則等に従ってください。特別研究員制度としての海外渡航期間の制限はありません。ただし、海外渡航の期間が 28 日以上に及ぶ場合、受入研究機関（雇用機関）は、雇用 PD 等の渡航開始日（出国日）</p>

	<p>関（雇用機関）は、雇用 PD 等の渡航開始日（出国日）1ヶ月前までに以下の内容を電子メールにて本会へ連絡してください。また、渡航終了日（帰国日）から1ヶ月以内に受入研究機関（雇用機関）は「海外渡航届<様式 E2-1>」を本会まで提出してください。なお、PD 等は学位や単位の取得を目的とした留学、語学研修を目的とした海外渡航はできません。雇用 PD 等において、受入研究機関（雇用機関）の規則等で認められていたとしても同様です。</p>	<p>1ヶ月前までに以下の内容を電子メールにて本会へ連絡してください。また、渡航終了日（帰国日）から1ヶ月以内に受入研究機関（雇用機関）は「海外渡航届<様式 E2-1>」を本会まで提出してください。なお、PD 等は学位や単位の取得を目的とした留学、語学研修を目的とした海外渡航はできません。雇用 PD 等において、受入研究機関（雇用機関）の規則等で認められていたとしても同様です。</p>
II-9.	<p>起業について</p> <p>雇用 PD 等の起業は、受入研究機関（雇用機関）の機関内兼業規則等で認められる場合に限り可能です。起業にあたっては、特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じないようにしてください。</p> <p><u>なお、起業に関する費用について、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）から支出することは認められません。</u></p>	<p>起業について</p> <p>雇用 PD 等の起業は、受入研究機関（雇用機関）の機関内兼業規則等で認められる場合に限り可能です。起業にあたっては、特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じないようにしてください。</p> <p><u>（新規）</u></p>
III-2.	<p>特別研究員奨励費（雇用 PD 等）の使用について</p> <p>雇用支援事業により受入研究機関（雇用機関）で PD 等を雇用する際、雇用 PD 等が主体的な研究を遂行する上で必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費について、特別な研究支援経費として特別研究員奨励費（雇用 PD 等）から支出可能となります。</p> <p>実際にどのような経費に支出を可能とするかについては、各受入研究機関（雇用機関）において判断するものとなります。なお、雇用 PD 等は特別研究員奨励費（雇用 PD 等）を受領後速やかに受入研究機関（雇用機関）に譲渡する必要があります。PD 等の判断で使用することはできません。</p> <p>また、特別研究員奨励費（雇用 PD 等）は、特別研究員奨励費の補助事業期間内においてのみ使用が可能となっております。特別研究員の採用期間中であり、「特別研究員奨励費（雇用 PD 等）」の残額がある場合でも、特別研究員奨励費の補助事業期間が終了した場合、「特別研究員奨励費（雇用 PD 等）」の使用はできません。特別研究員奨励費の補助事業期間の延長が必要な場合は、状況に応じて適切に延長承認申請手続を行ってください。</p> <p><u>その他詳細については、特別研究員奨励費の使用ルールをご参照ください。</u></p>	<p>特別研究員奨励費（雇用 PD 等）の使用について</p> <p>雇用支援事業により受入研究機関（雇用機関）で PD 等を雇用する際、雇用 PD 等が主体的な研究を遂行する上で必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費について、特別な研究支援経費として特別研究員奨励費（雇用 PD 等）から支出可能となります。</p> <p>実際にどのような経費に支出を可能とするかについては、各受入研究機関（雇用機関）において判断するものとなります。なお、雇用 PD 等は特別研究員奨励費（雇用 PD 等）を受領後速やかに受入研究機関（雇用機関）に譲渡する必要があります。PD 等の判断で使用することはできません。</p> <p>また、特別研究員奨励費（雇用 PD 等）は、特別研究員奨励費の補助事業期間内においてのみ使用が可能となっております。特別研究員の採用期間中であり、「特別研究員奨励費（雇用 PD 等）」の残額がある場合でも、特別研究員奨励費の補助事業期間が終了した場合、「特別研究員奨励費（雇用 PD 等）」の使用はできません。特別研究員奨励費の補助事業期間の延長が必要な場合は、状況に応じて適切に延長承認申請手続を行ってください。</p> <p><u>（新規）</u></p>
V-7.	<p>成果発表</p> <p>学術雑誌等で研究成果を発表する場合は、本会の特別研究員である旨を明記してください。明記の例は下記のとおりです。なお、本会は、研究成果に関するプレスリリース等は行いません。</p> <p>例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ○○大学大学院○○研究科（日本学術振興会特別研究員 PD） ◇◇大学大学院◇◇研究科・日本学術振興会特別研究員 PD 	<p>成果発表</p> <p>学術雑誌等で研究成果を発表する場合は、本会の特別研究員である旨を明記してください。明記の例は下記のとおりです。なお、本会は、研究成果に関するプレスリリース等は行いません。</p> <p>例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ○○大学大学院○○研究科（日本学術振興会特別研究員 PD） ◇◇大学大学院◇◇研究科・日本学術振興会特別研究員 PD

	3. <u>Graduate School of △△, △△ University (Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (略称 : JSPS Research Fellow))</u>	3. Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (略称 : JSPS Research Fellow)
V-8.	<p>個人情報の取扱い</p> <p>特別研究員の採用手続中又は採用期間中に提出する書類に含まれる個人情報（「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の支援を受けて受入研究機関（雇用機関）に雇用される者については、受入研究機関（雇用機関）を通じて本会に提供される個人情報を含む。）については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行（※）のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。<u>ただし、特別研究員の受入研究機関から採用中の特別研究員について照会があった場合は、情報提供を行うことがあります。</u></p>	<p>個人情報の取扱い</p> <p>特別研究員の採用手続中又は採用期間中に提出する書類に含まれる個人情報（「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の支援を受けて受入研究機関（雇用機関）に雇用される者については、受入研究機関（雇用機関）を通じて本会に提供される個人情報を含む。）については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行（※）のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。</p>